

公文書名	不開示部分	開示しない理由
令和〇年〇月〇日付 〇〇第〇号-〇 入 院措置要否決定書 (1)	職員氏名及び印影	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	精神保健指定医氏名(第一及び第二)	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	病名(第一及び第二)	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
令和〇年〇月〇日付 〇〇第〇号-〇 入 院措置要否決定受理 書	職員氏名及び印影	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
令和〇年〇月〇日付 〇〇第〇号-〇 入 院措置者入院依頼書	警察署における担当部署の内線番号	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
令和〇年〇月〇日 措置入院に関する診 断書(第一及び第二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病名</li> <li>・生活歴及び現病歴</li> <li>・重大な問題行動</li> <li>・現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像</li> <li>・診察時の特記事項</li> </ul>	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	精神保健指定医氏名・印影	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	職員氏名	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

公文書名	不開示部分	開示しない理由
令和〇年〇月〇日 付〇〇第〇号-〇 診察要否決定書(2)	職員氏名及び印影	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	精神保健指定医氏名	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	精神保健指定医所属	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
精神保健及び精神障害福祉に関する法律第23条・第24条・第25条・第26条及び第26条の3通報受理書兼調書並びに第26条の2届出調書	・病状の概要 ・問題行動 ・備考	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	職員氏名	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	警察署における担当部署の内線番号	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。